

能代市公告第146号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年8月21日

能代市長 齊藤 滋 宣



1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキニツ井店
秋田県能代市ニツ井町塚ノ台31番地

(3) 変更しようとする事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後8時

(変更後) 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後8時45分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後8時30分

(変更後) 午前8時30分～午後9時00分

(4) 変更する年月日

令和7年8月5日

2 届出年月日

令和7年8月4日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工労働課

令和7年8月21日から令和7年12月21日まで（土・日・祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分

4 意見書の提出先

能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由